

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証について

令和4年度は、令和4年10月1日より一部負担金の割合に「2割」が追加されることに伴い、被保険者証を2回交付します。

医療機関等の窓口で被保険者証を提示される際は、記載されている有効期限にご注意ください。

○1回目の被保険者証について

(1) 被保険者証の送付時期

7月中にお住いの市町村から送付しています。

(2) 被保険者証の色

紫色 (令和4年7月31日までは緑色です。)

(3) 交付年月日

令和4年8月1日

(4) 有効期限

令和4年9月30日

※例年より被保険者証の有効期限が短くなっていますのでご注意ください。

(5) 一部負担金の割合

前年(令和3年中)の所得により判定されます。

→「1割」または「3割」のいずれか

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合

○2回目の被保険者証について

(1) 被保険者証の送付時期

9月下旬

(2) 被保険者証の色

青色 (令和4年9月30日までは紫色です。)

(3) 交付年月日

令和4年10月1日

(4) 有効期限

令和5年7月31日

※短期被保険者証の対象となる方は、令和5年1月31日までとなります。

(5) 一部負担金の割合

前年(令和3年中)の所得により再判定されます。

→「1割」、「2割」、「3割」のいずれか

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被 保 険 者	住 所
	氏 名
	生年月日
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合